

文京区高校生世代育成支援金

文京区の高中生世代に所得制限なしで
最大**6万円**支給します!

申請期限

令和5年12月15日(金)

12月16日以降も引き続き申請を受け付けますが、支給は別途行います。



令和5年6月、国が示した「こども未来戦略方針」の中で、児童手当における対象年齢の拡充に取り組む方針が示されました。このことを受け、国が実施するまでの間、16歳から18歳までの高校生世代を養育する世帯に対し、区独自の給付を行うことで、次世代を担うお子さんたちの育ちを支援します。

本事業の趣旨にご理解・ご賛同いただき、
お子さんの育ちの一助となる用途で支援金をご活用いただきますよう
お願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください >

対象者

- 区内に在住する16歳から18歳までのお子さん
※平成17年4月2日から平成20年4月1日の間に生まれたお子さん
※お子さんが婚姻している場合は、支給対象外となります。
※お子さんが就業している場合でも、保護者がお子さんと生計を同一にしていれば支給対象となります。

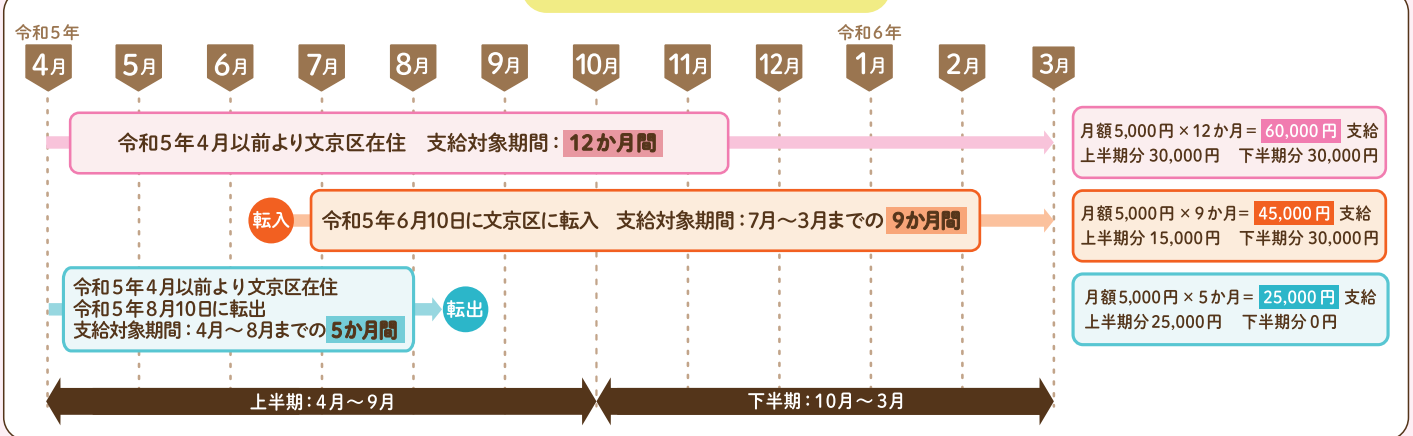
申請者

- 対象者となるお子さんの保護者
※対象者となるお子さんのうち18歳の方は、ご本人による申請または保護者による申請が可能です。

支給金額と 対象期間

- 対象期間 令和5年4月から令和6年3月までの12か月(予定)
- 支給金額 月額5千円 年額最大6万円
- 支給金額の決定方法
月額5,000円 × 要件に当てはまる月数 = 支給金額
※要件の詳細については上部の「対象者」と「申請者」をお読みください。
※要件に当てはまるかどうかの判定は、**各月1日時点**の状況に基づいて行います。
※期間中に区内に転入された場合や区外に転出された場合も対象となります。

支給例



支給時期

- 上半期分と下半期分の2回に分けて支給します。 **申請は1回のみでOK**
 - ・ 令和6年2月、上半期分(最大3万円)を一括支給(12月15日までに申請いただいた場合)
※12月16日以降も引き続き申請を受け付けますが、支給は別途行います。
 - ・ 令和6年5月、下半期分(最大3万円)を一括支給
※下半期の支給金額は予定額です。令和6年度の予算が決定次第、別途ホームページでお知らせいたします。

申請方法

- LINEを活用した申請(*)または郵送での申請が可能です。 ***LINEアカウントの登録が必要です。**
 - ※持参による申請は受け付けておりません。
 - ※申請期限までに郵送の提出では間に合わない場合は、文京区役所1階裏の「夜間ポスト」に入れてください。
 - ※LINEを活用した申請方法は別紙をご覧ください。

